

基勞補発0729第3号

平成22年7月29日

社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師  
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成22年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

基労補発0729第4号  
平成22年7月29日

社団法人 日本鍼灸師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師  
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成22年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

基労補発0729第5号

平成22年7月29日

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師  
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成22年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

基労補発0729第6号  
平成22年7月29日

社会福祉法人 日本盲人会連合会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師  
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成22年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

基勞補発0729第7号

平成22年7月29日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師  
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成22年7月29日付け基発0729第4号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。